

(別紙 1 1)

医薬品の P A C M P 品質相談に係る対面助言実施依頼品目の持ち点の計算方法について

1. 持ち点の計算方法

実施依頼依頼のあった品目について、次の 2. 得点の合計点を持ち点とします。

2. 過去の申込実績による点数

医薬品 P A C M P 品質相談又は後発医薬品 P A C M P 品質相談に係る実施依頼書を提出したものの、機構の都合で相談に応じられなかった相談と同一の医薬品に関する相談を希望する場合は、相談に応じられなかった回数ごとに点数は下表のとおりとします。

なお、この点数は、医薬品 P A C M P 品質相談又は後発医薬品 P A C M P 品質相談の実施依頼書を毎月、連続して申し込んだ場合に限って加点することができます。また、同一品目で医薬品 P A C M P 品質相談又は後発医薬品 P A C M P 品質相談を実施した時点で、相談に応じられなかった回数が 0 回となります。

相談に応じられなかった回数	点数
1 回	1 点
2 回	2 点
3 回	3 点
4 回	4 点
5 回以上	5 点